


監事監査報告書

令和元年5月22日

学校法人 東京家政学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 東京家政学院

監事 山本真一 

監事 小口不二夫 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人東京家政学院寄附行為第13条第4項の規定に基づき、学校法人東京家政学院の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の業務及び収支、財産の状況について監査を行った。

私たちは、監査に当たり、学校法人東京家政学院監事監査規則に準拠し、理事会及び評議員会に出席するとともに、内部監査室と連携し適時、適切に法人監査及び設置4校の現地監査を実施し、理事等から業務の報告を聴取した。また、収支、財産の状況については、会計監査人（アイオーシー監査法人）から監査に関する報告及び説明を受け、計算書類等について検討を加えた。その結果、次のとおり報告する。

1. 学院の業務に関する決定及び執行は、所要の手続きのもと行われているものと認める。
2. 計算書類等、すなわち資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る決算報告書（貸借対照表・損益計算書）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。
3. 学校法人の業務及び財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。
4. 学校法人は、極めて厳しい経営環境にあり、こうした中で、筑波学院大学を新法人の設置下に移行させ、第3期経営改善計画（中期計画）を1年前倒しして次年度からの実施を図り、さらに既存の学校については、学納金の改定や設備の改善投資のための借入を決めた。これまでの計画の進捗の検証と着実な実行等により、財務の抜本的改善に向けて更なる経営改革に取り組む必要がある。

以上